

事務連絡  
令和8年3月24日

各都道府県 母子保健主管部（局） 御中  
障害保健福祉主管部（局）  
児童福祉主管部（局）

こども家庭庁成育局母子保健課  
こども家庭庁支援局障害児支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）付

第8期障害福祉計画等の策定にあたっての障害者手帳・自立支援医療受給者証  
保有者等に対するアンケート調査等の機会を捉えた補償金等の周知について  
（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼  
申し上げます。

令和6年7月3日に最高裁判決において、旧優生保護法の優生手術に係る規  
定が憲法に違反し、国家賠償法上の違法と判断されたことを受け、同年9月30  
日に優生保護法被害全国原告団、優生保護法被害全国弁護団及び優生保護法問  
題の全面解決をめざす全国連絡会（以下「原告団等」という。）と国で締結した  
基本合意書において、「全ての優生保護法被害者に対する補償の実現」を目指す  
ことや、「被害者に対し確実に補償を届けるためのあらゆる施策を検討し、実施  
すること」について合意しました。

また、優生手術等を受けた方に対して補償金を支給することなどを定めた、  
「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等  
に関する法律」（令和6年法律第70号。以下「補償金等支給法」という。）が令和  
7年1月に施行されました。

補償金等支給法に基づく補償金等については、令和8年1月末の請求件数は  
2,383件である一方、統計上優生手術の実施件数は約25,000件（※）、人工妊娠  
中絶の被害者が約59,000件（※）とされており、それらの数値に大きく乖離があ  
るとともに、単月の請求件数は減少傾向にあることに加え、被害者の多くが高  
齢化していることから、迅速にその請求件数を伸ばすための一層の周知が課題と  
なっています。

(※) 昭和 25 年から平成 8 年までに、旧優生保護法に基づき行われた優生手術及び人工妊娠中絶の実施件数。

そのような中、原告団等と関係省庁との継続的・定期的な協議の場である「旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」などで、全ての被害者に対する補償の実現のための、広報、周知等の徹底の方策の一つとして、「障害者手帳・自立支援医療受給者証の全保有者に対するリーフレット（チラシ）の送付」をするよう要請をいただいているところであり、こども家庭庁において原告団等との協議を重ね、別添のとおり、補償金等支給法に基づく補償金等の支給等に関するリーフレット（以下「リーフレット」という。）を作成しています。

これらを踏まえ、補償金等の請求につながっていない方々への補償金等に関する情報を届け、更なる請求につなげていくために、下記についてご協力をお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、管内市区町村に対し、下記に関する協力依頼をいただくなど、管内市区町村とご連携いただき、補償金等の幅広い周知にご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 第 8 期障害福祉計画等の策定にあたっての障害者手帳・自立支援医療受給者証保有者等に対するアンケート等のニーズ調査の機会を捉えた補償金等の周知について

障害福祉計画（都道府県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条第 1 項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。）及び市町村障害福祉計画（同法第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画をいう。））及び障害児福祉計画（都道府県障害児福祉計画（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 22 第 1 項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。）及び市町村障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画をいう。））については、都道府県及び市町村において、令和 9 年 4 月から令和 12 年 3 月までを計画期間とする第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画（以下「第 8 期障害福祉計画等」という。）を来年度策定することとされています。

第 8 期障害福祉計画等の策定にあたっては、地域の実情に応じ、アンケート等によるニーズ調査等が行われるものと承知しており、その機会を捉え、障害者手帳・自立支援医療受給者証保有者等に対し郵送等によるアンケート調査等を実施する場合は、そのアンケート調査にリーフレットを同封いただくことや、関係

団体等へのヒアリングの際にリーフレットを配付いただくことなどにより、補償金等の幅広い周知にご協力いただくようお願いいたします。

また、第8期障害福祉計画等の策定に際して、障害者計画（都道府県障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する都道府県障害者計画をいう。）及び市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画をいう。））の見直しを一体的に行う都道府県等もあるものと承知しており、障害者計画の見直しの際に、障害者手帳・自立支援医療受給者証保有者等に対するアンケート調査等を実施する場合は、上記同様にご協力いただくようお願いいたします。

なお、当該対応については、その実施状況を以下のフォームへの回答にて、フォローアップさせて頂く予定ですのでご承知おきください。具体的なフォローアップは今後ご連絡させていただきます。

<回答フォーム>

第8期障害福祉計画等の策定にあたっての障害者手帳・自立支援医療受給者証保有者等に対するアンケート調査等の機会を捉えた周知について

## 2. 障害者手帳の交付又は更新の受付及び自立支援医療の支給認定及び再認定受付の機会を捉えた周知について

都道府県におかれては、補償金等支給法の施行からこの間、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）」（令和7年1月17日付こども家庭庁成育局母子保健課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長等通知。以下「協力依頼通知」という。）の「2. 周知・広報」において、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新の受付等の機会や各種障害福祉サービスの利用受付等の機会を捉えた案内をお願いしてきたところです。

改めて、これらの機会を捉えたリーフレットの活用等をお願いするとともに、加えて、障害者総合支援法第5条第25項に規定する自立支援医療（更生医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。））第1条の2第2号に規定する更生医療をいう。）及び精神通院医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療をいう。）に限る。）の支給認定及び再認定（更新）の際にリーフレット等を活用いただくなど、引き続き、補償金等の周知に関するご協力をお願いいたします。

また、窓口等での受付の機会のほか、障害のある方に対して、文書や資料等をお届けする機会（例えば、地域の障害者イベントの周知など）を捉え、併せてリーフレットについてもお渡しいただくなど、補償金等支給法の周知を図って

いただくための対応についてご検討いただきますよう、お願いいたします。

### 3. 実施に係る体制について

2. の周知の検討や、対応の実施に当たっては、「協力依頼通知」の「1. 基本的な考え方」を参照の上、旧優生保護法に係る対応部局と、障害保健福祉部局において連携していただき、両部局の協力による丁寧な対応に努めていただきますようお願いするとともに、特に、今回の協力依頼については、旧優生保護法に係る対応部局が、障害保健福祉部局に積極的に働きかけ等を行うなど、幅広い周知に向けた協力をお願いいたします。

<別添>

- ・「旧優生保護法について国からの謝罪とお願い」（リーフレット）
- ・「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）」（令和7年1月17日付こども家庭庁成育局母子保健課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長等通知）

（照会先）

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0565

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

電話：03-3595-2389

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官  
（障害者施策担当）付

電話：03-6257-1460